

## 佐野短期大学シラバス2014

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
法学 jurisprudence		1年	前期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
2単位	講義	選択	特になし	
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
民法Ⅰ・民法Ⅱ・不動産関係法等、法に関連する科目				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
権利意識、規範意識を育てるに有効な法律に関する科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー		電話番号・メールアドレス
高須則行	非常勤講師室	出講日		授業中に指示します
授業の概要				
我々の社会においては争いは避けられない。そこで、その争いを解決する制度、いわゆる裁判制度が存在する。この授業では、その裁判制度にどのようなものがあるのか、そして、その裁判制度において用いられている考え方、いわゆる法的なものの考え方とその道具立ての知識の習得を図る。				
授業の目標				
この講義では、現代社会において紛争を解決する際に重要視されている裁判制度、その際に用いられている法に基づく仕方(法的思考)がどのようなものであるかを説明できるようにする。				
授業の方法				
講義形式で行いますが、その都度、受講生の皆さんに質問することで、自らの考えを述べるができるようにする。				
学習の成果(学習成果)				
①現在の裁判制度を説明することができる。②法的なものの考え方をを用いることができる。③裁判員裁判制度を説明することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	法学へのいざない：どのような法があるのですか？			
第2回目	裁判の仕組み（１）：争いはどのような機関で解決されるのですか？			
第3回目	裁判の仕組み（２）：争いはどのような機関で解決されるのですか？			
第4回目	法の形式（１）：誰が法を作るのですか？			
第5回目	法の形式（２）：誰が法を作るのですか？*中間試験			
第6回目	犯罪の成立（１）：犯罪が成立するためには……（行為性・構成要件該当性）			

第7回目	犯罪の成立（２）：犯罪が成立するためには……（違法性）		
第8回目	犯罪の成立（３）：犯罪が成立するためには……（違法性阻却事由）		
第9回目	犯罪の成立（４）：犯罪が成立するためには……（責任性）		
第10回目	裁判員裁判制度		
第11回目	法解釈の方法（１）：法文の意味を明らかにする仕方は……（文理解釈）		
第12回目	法解釈の方法（２）：法文の意味を明らかにする仕方は……（拡張解釈・縮小解釈）		
第13回目	法解釈の方法（３）：法文の意味を明らかにする仕方は……（目的論的解釈）		
第14回目	法の形式（３）：誰が法を作るのですか？：判例法*期末試験		
第15回目	法の目的：法は何のためにあるのか？		
成績評価の方法と基準			
	評価の領域	割合	評価の基準
	授業参加態度		
	レポート		
	調査報告書		
	小テスト	40%	基本的用語・重要事項の理解度
	試験	60%	全体的・体系的知識の理解度
	発表内容（態度含む）		
	その他		
教科書と参考図書			
茂野隆晴編著・高須則行他著『プライマリー法学』（芦書房・2008）			
履修上の留意点・ルール			
教科書を持って来て、授業に参加することは当然ですが、念のために記すと、テキストは必ず持つてくること、板書の内容は整理してノートに取ること。			